

令和八年第五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和八年三月十日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和八年第五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。坂倉委員と膳場委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案が六件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第十六号　世田谷区子どもの権利擁護委員の委嘱

○知久教育長　議案第十六号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第十六号、世田谷区子どもの権利擁護委員の委嘱について御説明申し上げます。

資料右上一ページを御覧ください。本件は、世田谷区子どもの権利条例に基づきまして、区長と教育委員会双方の附属機関として、世田谷区子どもの権利擁護委員を設置することに係り、一名が今年の三月三十一日に任期満了になることに伴いまして次期委員を委嘱するため御提案するものでございます。

資料右上二ページを御覧ください。1、委嘱対象者です。今回お諮りをいたしますのは安部芳絵氏でございます。安部氏は東京都子供・子育て会議委員をはじめ、資料に記載のとおり、子どもの権利に関する様々な活動に取り組んでおられます。令和五年度より子どもの権利擁護委員として一期目でございます。

2の任期です。任期は令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの三年間となります。

なお、資料右上３ページに世田谷区子どもの権利条例の関係条文をおつけしておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、本委嘱につきましては教育委員会での議決と併せ、区長部局での決定をもって正式決定となります。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第十六号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第十七号 世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則
る規則

○知久教育長 議案第十七号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第十七号、世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件は、令和八年四月一日より区立小中学校の給食費を改定することに伴い、世田谷区学校給食費に関する規則を一部改正する必要があるため、御提案するものでございます。

右肩六ページ下段、別表（第三条関係）を御覧ください。学校給食費の額に

つきまして、小学校低学年の一食当たりの額を三百十三円から三百五十四円、小学校中学年の額を三百四十九円から三百九十五円、小学校高学年の額を三百七十七円から四百二十七円、調理場方式の中学校の額を四百一円から四百五十四円、七ページに続きまして、調理場方式以外の中学校の額を四百三十二円から四百八十九円に、それぞれ改定をいたします。

なお、本規則は令和八年四月から施行することとしてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第十七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三　議案第十八号　世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱

○知久教育長　議案第十八号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　議案第十八号、世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱について御説明いたします。

本件は、文化財保護審議会委員の任期が本年三月十三日に満了することに伴い、次期委員を委嘱する必要があるため、世田谷区文化財保護条例第五十五条の規定に基づきお諮りをするものでございます。

なお、委員には建築、考古、民俗、美術、歴史など様々な分野から、資料二ページの委嘱対象者に掲げますように、文化財に関して高い見識を有する方々をお願いしたいと考えてございます。委員定数十二名でございますが、今回は十一名の委員につきましては委嘱をお諮りいたします。委員十一名のうち八名は再任で、三名は新任となっております。欠員一名につきましては、今後、区の文化財行政を進める中で委嘱する必要が生じた際、別途改めてお諮りをさせていただきますと考えております。

なお、任期は令和八年三月十四日から令和十年三月十三日までの二年間でございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第十八号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四　議案第十九号　幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

○知久教育長　議案第十九号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長　私より、議案第十九号、幼稚園教育職員の初任給、昇格

及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本規則案は、特別区人事委員会規則初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正に合わせ、一部改正が必要となるため御提案申し上げるものでございます。

改正内容でございますが、右上三ページ、新旧対照表を御覧ください。有能な人材を確保するため、初任給決定における経験年数の号給への加算方法を、規則第四条第三項のとおり改正するものでございます。また、職員間の均衡を図るため、人事委員会の定める経験年数を超える経験年数に一定の調整を行います。

次に、四ページ、第六条でございますが、文言の整理を行うものでございます。

本条例の施行日は令和八年四月一日を予定しております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第十九号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第五　議案第二十号　幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する

規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第二十号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 私より、議案第二十号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして御説明申し上げます。

本議案は、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関し、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、一部改正が必要となるため御提案申し上げます。

改正内容でございますが、右上三ページ、新旧対照表を御覧ください。管理職員特別勤務手当額に一〇〇分の一五〇を乗じて支給する対象となる勤務及び週休日等以外の日と週休日等にまたがる勤務を行った場合の取扱いを改正するものでございます。

改正規則の施行日は令和八年四月一日としております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第二十号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。次に、日程第六を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第六 議案第二十一号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一

部を改正する規則

○知久教育長 議案第二十一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○秋山学校教育部長 それでは、議案第二十一号、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして御説明申し上げます。

本議案は、幼稚園教育職員の管理職手当に関し、特別区人事委員会から十月に出されました職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、改正するため御提案申し上げます。

改正内容でございますが、右上三ページ、新旧対照表を御覧ください。園長及び副園長に係る管理職手当の支給額を引き上げるものでございます。

改正規則の施行日は令和八年四月一日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第二十一号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

本日、事務局からの報告事項はないようですが、よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、次に移ります。
本日は、資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は三月二十四日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本二件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了とともに本日の委員会を閉会いたしますので、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、追加日程第一については玉野部長、秋山部長、宇都宮センター長、山本教育総務課長、本田課長、山本教育指導課長、書記の大野係長の出席とし、追加日程第二については須藤総務部長の出席といたします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十時十四分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時十七分非公開の会議終了

午前十時十七分開会